

## 星薬科大学産学官連携ポリシー

平成26年 7月 22日制定

星薬科大学（以下「本学」という。）は、「本学は、世界に奉仕する人材の育成の揺籃である」という建学の精神を具現化するため、人類の薬物学、医療の知的財産を継承・革新し、日本と世界に開かれた大学を基本理念とし、グローバルな人材の育成、社会及び人類に貢献する薬科学と創薬科学を基礎とする大学の創成を目指している。

また、「社会に開かれた大学」を目指し、大学に蓄積された知的財産を産学官交流・地域社会との連携を通じて社会に還元することに努める。

これらの目標を実現するために平成26年5月に「星薬科大学ビジョン2025-2030」を定め、本ビジョンに基づいて本学の産学連携に係る基本的考え方として「産学官連携ポリシー」をまとめる。

### 1 基本的考え方

- ア 教育・研究の成果を社会に還元するために産学官連携を推進する。
- イ 地域における「学」の拠点として、「産」及び「官」の使命と役割を尊重しつつ連携を図る。
- ウ 「非契約型」の連携から「契約型」の連携への転換を図る。
- エ 「個人的連携」に加えて「組織的連携」を推進することによって、産・官の要請に柔軟に応じていく。
- オ 産学官連携のルールや活動について情報開示に努め、透明性を高めるとともに自己点検・評価を行う。

### 2 共同研究・受託研究等の推進

- ア 企業や自治体等の研究ニーズに基づいた共同研究・受託研究の推進、更には国際的な共同研究においても、企業との協働に取り組む。また、独創的な研究や技術シーズの創出を図るとともに研究成果の普及・活用の促進を図り、地域社会の活性化に貢献する。
- イ 各種研究会・研修会、各種メディア等を活用し、研究成果等の積極的な情報発信に取り組む。

### 3 知的財産創出の推進

本学の職員による教育・研究の成果、或いは本学職員と企業等との共同研究により得られた成果については、積極的に知的財産としてその権利化を図る。

なお、知的財産に関わる事項については、知的財産ポリシーとして別に定める。

#### 4 大学発ベンチャーの起業支援

本学の職員等が兼業又は独立してベンチャー起業する場合は、これを積極的に支援する。

#### 5 産学官連携に関わる教育の促進

本学は、企業とのインターンシップ等を通じて産学官連携に関わる教育面での連携にも積極的に取り組む。